

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年9月から55年1月までの期間及び55年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から53年3月まで
② 昭和53年9月から55年1月まで
③ 昭和55年10月から57年3月まで

私の国民年金については、父が加入手続を行い、国民年金保険料も弟の分と一緒に納付しており、昭和47年ごろ店を父から引き継いだ後は、私が納付していたので、未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が申立期間当時居住していたA市では、60歳まで国民年金保険料を納付することにより老齢年金受給資格を得られることとなる満35歳から37歳（2年間の過年度納付が可能）の国民年金に未加入となっている者に対し、加入の勧奨を行っていることが確認されている。申立人は、この勧奨を受け、昭和55年2月ごろに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点で60歳まで欠かさず保険料を納付しても加入期間は283か月であり、国民年金老齢年金の受給資格期間に17か月不足することとなる。このため、申立人は、同年6月30日に38年9月から39年8月までの12か月分を特例納付するとともに、55年7月30日に、53年4月から同年8月までの5か月分を過年度納付していることが社会保険事務所が保管している領収済通知書により確認できる。しかしな

がら、申立人が過年度納付した55年7月時点では、申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であるにもかかわらず、同市では申立人に対し保険料の高い特例納付の勧奨を行っており、このことは、申立期間②の保険料は既に納付済みであったものとみるのが自然である。

また、申立期間③については、仮に申立期間の国民年金保険料を納付しなければ、国民年金老齢年金の受給資格期間を満たさず、申立人が上記の特例納付や過年度納付をしていることを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものとみるのが相当である。

一方、申立期間①については、申立人は、父親から店の経営を引き継いだ昭和47年以前に、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、経営を引き継いだ同年までは父親が納付し、それ以降は申立人が納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、55年2月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認され、この時点で申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人からは、申立期間の保険料を特例納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年9月から55年1月までの期間及び55年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで
私の国民年金は、父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いており、未納となっているのには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までについては、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は47年8月に夫婦連番で払い出されており、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、同手帳記号番号が連番で払い出された申立人の夫は45年4月までさかのぼって保険料を納付していることが、社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立人についても当該期間の保険料が納付されたともみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までについては、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが特例納付が実施されていた時期ではなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人若しくは申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年

金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年3月まで

母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は町内の方が集金に来ており、母親が私の分を一緒に納付しているのを見たこともある。集金は3か月ごとで300円ぐらいだったと思う。

なお、昭和47年度分は、社会保険事務所で未納と言われていたが、母親が残しておいてくれた納付証があったので記録を回復してもらった経緯もあり、申立期間が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付し、申立人の国民年金加入手続や保険料を納付していたとする申立人の母親も、昭和36年4月以降の保険料をすべて納付しており、申立人と申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市においては、国民年金の加入時に過年度分の未納期間が有る場合、過年度納付書を交付し、納付勧奨することが通例であることから、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、社会保険事務所では、申立人が「国民年金保険料納付証」を提出したことにより、国民年金保険料の納付の事実が判明し、未納となっていた昭和47年度分について、平成20年9月26日に追加訂正していることが確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうか

がわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、55年4月から同年6月までの期間及び55年10月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで
③ 昭和55年10月から56年6月まで

私は、会社を退職後、父親が経営している菓子店で仕事をするようになったので、私の国民年金については、昭和44年10月に父親が加入手続をし、保険料は両親の分と併せて納付してくれていた。

また、昭和55年の結婚後も、店の営業をしていた63年までは、父親が妻の分を含め一緒に納付してくれていたため、申立期間の国民年金保険料が私の分のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は3か月であり、申立期間③は9か月と、いずれも短期間であるとともに、昭和55年の婚姻後、申立人の父親と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間③について納付済みである上、申立人は、申立期間前後を通じて仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は無かったとしており、申立期間の保険料が納付されていたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年3月まで

私は、昭和37年に家業を引き継ぎ同年11月に支店を開業した。その後、自宅に訪れた区役所職員に国民年金への加入を勧められたので手続を行い、国民年金保険料は会社を退職した昭和37年6月まで一括して納付できると言われ納付した。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料は、すべて納付済みであり、昭和62年3月以降、申立人の妻と一緒に付加保険料を納付し、厚生年金保険からの切替手続も適切に行うなど、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年11月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は過年度納付によることとなるが、A市においては、保険料の未納が有った場合、過年度保険料の納付勧奨することが通例であったことから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1307

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、A市で両親が納付してくれていたが、結婚後は私自身が銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、すべて納付されており、申立人及び申立人の両親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している特殊台帳には、昭和51年度の摘要欄に、申立人からの申出により納付書を発行したものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人が、この納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から52年3月まで

私は、昭和49年8月ごろA区役所B支所において国民年金に加入した。国民年金保険料は、亡くなった義父母が納付してくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

なお、夫の申立期間については、既に年金記録確認第三者委員会でのあっせんを受け納付済期間に訂正されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人が所持している国民年金手帳は同年9月20日に発行されていることが確認できることを踏まえると、この日に申立人は、国民年金に加入したものと推認される。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の義父母が納付してくれていたとしている。申立人とその夫は、国民年金に加入以降、申立期間の直前までの国民年金保険料納付日が一致していることが、申立人とその夫の国民年金手帳及び社会保険事務所が保管している特殊台帳により確認できる上、申立人の夫については、申立期間の保険料は納付済みであることから、申立人の義父母が申立期間の保険料を納付したものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年3月まで

私は、昭和49年8月に会社を退職後、国民年金に加入し、60歳までの国民年金保険料をすべて納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間中の国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて納付している上、平成10年1月から60歳になるまで保険料を前納するなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A県B市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿に、昭和52年3月30日に国民年金手帳を交付した記載が有ることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付可能である上、同市では、未納期間が有る場合、2年度分の国庫金納付書を発行していたことが確認でき、国民年金の加入手続を行った際に、納付書の交付を受けた申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA製作所に係る申立期間のうち、昭和35年5月から同年9月までの期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月13日から38年9月1日まで
② 昭和34年11月1日から38年9月1日まで

私は、昭和21年ごろにA製作所に就職し38年8月末に退職したが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者の加入期間が35年10月から38年8月まで欠落している。また、給与についても34年11月ごろは手取り3万8,000円くらいで、退職時は4万円くらいであったと記憶している。したがって、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録を認め、申立期間②に係る標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA製作所に係る標準報酬月額の記録は、昭和29年10月から35年9月まで1万8,000円、資格喪失日は35年10月13日と記録されている。また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記録は、34年8月は健康保険の19等級（3万3,000円）と記載されており、これは厚生年金保険法の標準報酬月額では、当時の上限である1万8,000円に該当するところ、社会保険庁の記録においても1万8,000円であることが確認できる。

しかし、昭和35年5月に厚生年金保険法の標準報酬月額の改訂が行なわれ、上限は3万6,000円となっているが、改訂が行なわれた以降も、社会保険庁の記録において申立人の標準報酬月額は1万8,000円と記録されている。

また、申立人の同僚の標準報酬月額の記事について見ると、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、昭和34年8月は健康保険の等級が記載され、35年8月及び同年10月からは厚生年金保険の標準報酬月額が記載されているところ、社会保険庁の記事においては、標準報酬月額の改訂が行われた同年5月に改訂されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額の記事について昭和35年5月に改訂すべきところ、社会保険庁の記事が訂正されていないことが確認できるため、同年5月から同年9月までの標準報酬月額については3万3,000円に訂正する必要がある。

一方、申立期間②のうち、昭和34年11月から35年4月までの期間については、社会保険事務所に保管されている当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険法に係る制度上の上限である1万8,000円であることから、記事の訂正は行えない。

また、申立期間②のうち、昭和35年10月13日から38年8月31日までの期間については、B株式会社（A製作所の事業を継承）が当時の資料及び帳票を保管していない上、当時の複数の同僚に照会しても、申立人の給与から申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実は確認できない。

申立期間①については、上記B株式会社の事業主に照会したところ、「法人化（昭和36年4月1日）以前の資料及び帳票は保管されていない上、現存している昭和36年10月20日以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届書及び同年11月28日以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届書には申立人の氏名を確認できなかった。」と回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②のうち昭和35年10月13日から38年8月31日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②のうち昭和35年10月13日から38年8月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和19年6月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年6月から20年6月までは80円、同年7月から21年3月までは100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から21年4月1日まで

株式会社Aに昭和19年3月22日に入社し、同社B所でC師として継続して勤務し、44年4月に勤続25年表彰を受けているが、社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日は21年4月1日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する株式会社Aが昭和44年4月9日に作成した「勤続25年被表彰者名簿」には、入社日が19年3月22日と記載されているほか、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証においても、資格取得日が同年6月1日と記載されていることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書13枚のうち、厚生年金保険料、健康保険料の控除額及び申立人の主張から、3枚については昭和20年5月及び同年6月、同年8月のものと考えられ、4枚については、同年12月から21年3月までの記載があり、申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の株式会社Aに

おける資格取得日は、昭和 21 年 4 月 1 日と記録されているが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は記載されておらず、資格喪失年月日欄には「20. 1 あとは不詳」と記載されているのを抹消し、21 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立人の被保険者記録の管理が適切に行なわれていなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、株式会社 A は、昭和 19 年 6 月 1 日付けで申立人に係る厚生年金保険の資格取得届を社会保険事務所に提出していたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から昭和 19 年 6 月から 20 年 6 月までは 80 円、同年 7 月から 21 年 3 月までは 100 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年6月1日にA工場B分工場に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22年6月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年6月から21年3月までは60円、同年4月及び同年5月は120円、同年6月から22年1月までは240円、同年2月から同年5月までは270円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から22年6月2日まで

私は、昭和20年4月23日にA工場に入社後、B分工場に配属され、勤務した。その後本社への転勤があったが、28年1月末日に退社するまでずっと勤務していた。社会保険庁の記録では、20年4月23日にA工場で資格取得し、同年6月1日に資格喪失したのち、22年6月2日に再度A工場で資格取得しており、およそ2年間の空白期間があるため、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A工場において、昭和20年4月23日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月1日に資格喪失、22年6月2日に再度資格取得し、28年2月1日に資格喪失となっており、20年6月1日から22年6月2日までの被保険者記録が無い。

しかし、社会保険事務所から提供のあった健康保険厚生年金保険被保険

者名簿によると、申立人はA工場において昭和20年6月1日に資格を喪失しているものの、同日にA工場B分工場において資格を取得した記録があり、その後の資格喪失日は記録されていないが、22年2月までの標準報酬の改定記録も確認できる。

一方、当該事業所の本社に照会したところ、当時の資料は残っておらず、申立てに係る事実については不明としているが、当時のA工場B分工場の元従業員は、申立人はA工場本社から異動してきて、B分工場勤務し、その後また本社へ異動したが、その間に退職したことは無かった旨の供述をしていることから、申立人のA工場B分工場における資格喪失日は、A工場で再度資格を取得している昭和22年6月2日であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年6月1日にA工場B分工場に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における資格喪失日は22年6月2日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和20年5月の記録から、同年6月から21年3月までは60円、健康保険厚生年金保険被保険者名簿のA工場B分工場における21年4月、同年6月及び22年2月の記録から、21年4月及び同年5月は120円、同年6月から22年1月までは240円、同年2月から同年5月までは270円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月15日から同年3月31日まで

私は、A株式会社のC支店、B支店に昭和35年4月1日に入社以来、45年2月10日に退社するまで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、同社C支店から同社B支店に異動する際、44年3月15日から同年3月31日までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び株式会社Dが発行した退職証明書の記載並びに同僚の供述から、申立人は申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和44年3月15日にA株式会社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳の昭和44年4月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、当該事業所が発行した退職証明書に

は申立人が 44 年 3 月 15 日に同社 B 支店へ異動したことが記載され、この日付は社会保険庁に記録されている厚生年金保険の資格喪失日と一致している。また、申立人と同様に同社 B 支店において同年 4 月 1 日を資格取得日としている同僚についても、転勤時における同年 3 月の厚生年金保険加入記録が抜けているが、この同僚については同社 B 支店が事務の誤りを認め、控除した同年 3 月分の厚生年金保険料を返還している旨当該同僚が供述していることから、申立人についても A 株式会社 C 支店が同年 3 月 15 日を資格喪失日として届けた後、同社 B 支店が同年 4 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から同年9月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっている。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A株式会社における申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する24万円と記録されていたことが確認できる。申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成5年9月1日）の後の平成6年3月11日付けで、申立人を含む38人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については14万2,000円となっていることが確認できるが、このような処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が所持する銀行預金通帳の申立期間に係る給与振込額、及び雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額から算定した給与額は、社会保険庁の記録する上記改定前の標準報酬月額とおおむね一致する。

さらに、元同僚が所持している給与明細書によると、申立期間において、社会保険庁の記録する訂正前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記

録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、24万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年12月まで

平成11年1月から3月までの期間及び7月から9月までの期間の国民年金保険料が未納だったので、A市役所へ相談に行ったところ、職員から2年はさかのぼれるので、納付した方が良いと勧められ、その時点では、9年11月分から納付できると説明を受けたが、今後、分かりやすいように10年1月分から同年12月分の保険料を、12年から、毎月、銀行に納付しに行った。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所へ国民年金保険料の納付について相談に行ったところ、平成9年11月分まで2年間さかのぼって保険料を納付できると説明を受け、10年1月分からの保険料を、12年に、毎月、金融機関で納付したと主張している。しかしながら、申立人が9年11月分までさかのぼって保険料を納付できると説明を受けたとすれば、その時期は11年12月であるが、社会保険庁のオンライン記録により申立人は12年2月21日に未加入期間の加入勧奨対象者とされたことが確認でき、同市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人が、その国民年金被保険者資格の得喪（11年7月31日取得、同年10月1日喪失）を届け出たのは12年3月17日であることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付として、国庫金納付書により金融機関等で納付することとなるが、過年度保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録とし

て入力されることから、毎月、金融機関で納付したとする申立期間の記録が、12 か月分すべて漏れるとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間後の平成11年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが社会保険事務所に保管されている領収済通知書で確認できるが、この納付書は13年1月9日付けで発行されており、この時点において、申立期間は時効により納付書を発行できなかつたものとみるのが自然である。

加えて、申立人が提出した銀行の出金記録は、申立期間の国民年金保険料額に一致する記録とはなっておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から53年10月まで

私は、昭和50年4月に会社を退職し、母親の年金の受給手続を手伝ううちに、年金加入の必要性を強く感じ、母親にも勧められて同年7月から9月ごろに国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は納付書により、さかのぼって数か月分をまとめて納付し、その後は口座振替により納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に会社を退職後、同年7月から9月ごろに国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料は納付書により数か月分をさかのぼって納付し、その後は口座振替により納付していたと主張している。しかしながら、保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人には、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致し、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を昭和38年4月1日に取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号であり、基礎年金番号制度の導入(平成9年1月)以前に、同基礎年金番号では申立期間の国民年金保険料の納付はできない上、申立人は、昭和50年7月から9月ごろに国民年金に加入後の保険料は、口座振替により納付したと主張しているが、A市において国民年金の口座振替制度が開始されたの

は、53年4月1日であることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から44年3月まで

昭和39年8月ごろ、母親の国民年金保険料を集金に来た集金人から、国民年金の加入勧奨を受け、国民年金の加入手続を行った。保険料は、母親に渡したお金から保険料を集金人に納付してもらっていたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年8月ごろ、申立人の母親の国民年金保険料を集金に来た集金人から加入勧奨を受け、国民年金に加入し、保険料を申立人の母親が自身の保険料に併せて集金人に納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、45年2月に払い出されており、申立人は、このころに加入手続を行ったものと推認される上、申立人の母親が国民年金に任意の資格で加入したのは、42年5月であることから、申立人の母親が二人分の保険料を集金人に納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人若しくは申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年6月までの期間、44年12月及び53年8月から55年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年6月まで
② 昭和44年12月
③ 昭和53年8月から55年7月まで

申立期間①及び②については、会社を退職後、国民年金の手続を行い、妻と一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間③についても、厚生年金保険被保険者の資格喪失後、国民年金の加入手続を行い、保険料を妻と一緒に納付してきた。申立期間が未納であることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成6年3月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人は、同年同月15日に5年11月から6年3月までの保険料を納付していることが申立人の所持している国民年金保険料領収書からも確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①、②及び③については、平成6年3月29日に国民年金被保険者としての記録が追加されていることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、この時点においては、申立期間はいずれも時効により納付することができず、申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は国民年金保険料を申立人

の妻と一緒に納付したと主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 12 月ごろに払い出されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立内容とは符合しない上、申立期間③については、申立人は、A 市が 51 年 4 月以降の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて「登載なし」とされており、同市では申立人を被保険者として管理していなかったことから、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年12月まで
昭和42年1月ごろ、国民年金の加入手続を行い、集金により国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月ごろ、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を行ってきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、47年1月に払い出されており、このころに加入手続を行ったものと推認され、申立人が所持している国民年金手帳においても、申立人は、同年同月10日付けで任意被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、昭和46年度国民年金印紙検認記録欄の4月から12月までの欄には保険料の納付を要しないことを示す斜線が引かれ、47年1月の欄には、「この月から納付開始」と押印されていることから、申立期間は未加入であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 5 日から平成 8 年 4 月 30 日まで
社会保険庁からの被保険者記録照会回答票によると、A株式会社B営業所の勤務期間における標準報酬月額が実際の給与額より低く届け出られていることが分かった。当該期間の標準報酬月額は 12 万 6,000 円から 28 万円となっているが、毎月 38 万 2,000 円の給与を受け取っていた。申立期間について標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA株式会社から社会保険庁に届出されている申立人の標準報酬月額が 12 万 6,000 円から 28 万円となっているが、申立期間における月々の報酬月額は 38 万 2,000 円であった旨を主張しており、申立人から提出された平成 6 年度の住民税所得証明書に記載の収入金額及び労災保険の給付に係る平均賃金額から、ほぼ申立人の主張する報酬月額が支給されていた事実は推認できる。

しかし、関係者の供述によると、申立人が主張している当該報酬月額については、A株式会社及び同社B営業所を実質的に運営していたC氏を事業主とする個人事業所の2か所から支給されており、A株式会社本社に照会した結果においても、申立人が勤務していた同社B営業所は、実質的にはC氏が事業主である個人事業所であり、基本給については同社から支給し、C氏から出来高を上乗せして支給されていたもので、同社においては社会保険事務所に同社から支給した報酬月額のみを届け出しており、届出をしている標準報酬月額に応

じた保険料しか控除していない旨を回答している。

また、当該差額分を事実上負担していたC氏は、出来高をA株式会社からの賃金に上乗せして支給していたのは事実であるが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、同事業所においては、保険料は控除していない旨を供述している。

さらに、A株式会社に保管されている標準報酬決定通知書等の控えに記載されている標準報酬月額と社会保険庁の記録が一致していることから、同社が社会保険庁の記録どおりに届出をしていたことが確認できる。

加えて、複数の元従業員に照会したところ、そのうちの一人から、当時は社会保険料を低く抑えて給与の手取り額を増やすために、社会保険事務所へ標準報酬月額を低く届け出るのが一般的であった旨の回答がある。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 1 月から 29 年 12 月まで

私の父は、昭和 25 年 1 月から 28、29 年ごろまで、父の兄弟で設立した A 有限会社で勤務していたが、社会保険庁の記録では、この間について厚生年金保険の加入記録がないことがわかった。給与明細書などの保険料控除を確認できる資料はないが、在職を証明する資料等があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 有限会社の設立時の定款から、申立人は申立てのとおり、同事業所の設立に関与したことは確認できる。

また、同僚の供述から、勤務実態及び勤務期間は明らかではないものの、申立人は A 有限会社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 有限会社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 25 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 1 月から同年 10 月 31 日までの期間については、適用事業所であった事実は確認できないほか、同年 11 月 1 日以後の期間についても、同事業所に照会したところ、現在の事業主は、賃金台帳等を所持していないため、申立人の給与から保険料が控除されていた事実について確認することはできない。

また、申立期間当時、A 有限会社に勤務しており、所在が確認できた従業員 7 人に対し照会を行ったところ、4 人から回答を得たが、申立期間において、

申立人に係る厚生年金保険料が控除されていた事実の有無について、確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで
② 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月 23 日まで

私は、株式会社Aにおいて昭和 33 年 4 月から約 1 年半の間勤務し、株式会社Bにおいて 34 年 8 月から 2 年近く勤務し、C株式会社において 40 年 4 月からD株式会社に勤務するまでの間勤務したが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。株式会社Bでは退社後に雇用保険を受給していたので、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、株式会社Aは、昭和 40 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同日より前の申立期間①に適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所に照会したところ、当時の労働者名簿等の関連資料は保管しておらず、当時の従業員等もすべて退職しているため、申立ての事実については不明である旨の回答であり、申立人の申立期間①における勤務の実態及び雇用形態について確認をすることはできない。

さらに、申立人は当時の同僚については氏名を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、株式会社Bは、昭和 35 年 9 月 1 日において厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②のうち、同日より前に適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚の氏名が社会保険事務所の被保険者名簿に

確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことはいくつかはうかがえるものの、株式会社Bは昭和54年6月に倒産しており、当時の事業主は既に亡くなっているため、その家族に照会したところ、当時の他の取締役の消息、及び人事関係資料等がどう処理されたかは不明である旨の回答があり、申立人が桶づくりの職人として記憶する同僚も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間②に係る勤務の実態、雇用形態及び厚生年金保険の適用について確認をすることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名の記録は無く、健康保険の番号に欠番も無いため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険庁の記録では、申立人は昭和36年4月1日にE株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、一方で申立人は同年の3月31日には株式会社Bを退職し失業保険を受給していたと述べており、申立人の勤務期間の記憶は正確ではないことがうかがえる。

申立期間③について、申立人が記憶している同僚の氏名が社会保険事務所の被保険者名簿に確認できることから、申立人がC株式会社に勤務していたことはいくつかはうかがえるものの、当該事業所は昭和17年9月に廃業し、事業主も既に亡くなっているため当時、取締役であった事業主の妻に照会したが、申立人については記憶しておらず、当時の資料も保管していないため、申立人の勤務の実態等については不明である旨の回答であった。

また、申立人が姓のみ記憶している4人の同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に該当する姓の者は存在するものの、既に亡くなっているか所在が不明であり、申立期間に勤務していた被保険者に照会したところ、申立人については記憶しておらず、申立人の情報を得ることができなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記録は無く、健康保険番号に欠番も無いため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人はC株式会社に勤務した期間について具体的には記憶しておらず、厚生年金保険料の控除に関しても記憶していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月ごろから32年ごろまで
(株式会社AのB支店の下請会社)
② 昭和28年ごろから32年ごろまで
(C株式会社の下請会社)
③ 昭和32年ごろから37年ごろまで
(D株式会社の下請会社)
④ 昭和37年ごろから42年ごろまで
(株式会社EのF支店の下請会社G社)
⑤ 昭和51年9月1日から57年4月1日まで
(株式会社H)

私は昭和27年4月ごろから37年ごろまで、勤務していた事業所名は忘れたが、申立期間①、②及び③に記載した事業所で建設工事の作業に従事し、給与から社会保険料が控除され、事業所から元請事業者には厚生年金保険料が納付されていた。また、37年ごろから42年ごろまでは、申立期間④に記載した株式会社EのF支店の下請会社のG社で建設工事等の作業に従事し、社会保険料を給与から控除され、事業所から元請事業者には厚生年金保険料が納付されていた。さらに、51年9月から61年1月までは、株式会社Hに勤務していたが、申立期間⑤について、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入記録が抜けているのがおかしい。

全申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が申立期間当時の業務内容等を具体的に記憶していることから、申立てに係る各事業所（株式会社AのB支店の下請会社、C株式会社の下請会社及びD株式会社の下請会社）で勤務していた可能性はあるが、申立人は当時勤務していたとする下請会社の名称及び同僚等の名前を記憶していないため、事業所及び同僚を特定することができず、申立人が上記各事業所の元請会社であったと記憶している事業所の本社（株式会社A、C株式会社及びD株式会社）に照会しても、「当時の関連資料には申立人の名前は無く、当時の下請会社名も不明」との回答であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立期間当時、申立人が上記各事業所の元請会社であったと記憶している事業所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の従業員に照会しても、申立人について記憶している者はみられなかった。

申立期間④については、申立人が申立期間当時の業務内容等を具体的に記憶していることから、株式会社EのF支店の下請会社G社で勤務していた可能性はあるが、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、申立人が「当時、元請会社に厚生年金保険料を納付していた。」と述べている元請会社株式会社EのF支店についても、申立期間当時、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、株式会社E本社に照会しても、「申立人に関する資料は無い。」と回答している上、当時株式会社Eで勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認することができる供述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人の申立期間における記録は無い。

申立期間⑤については、申立人の当時の住所が株式会社Hの寮の所在地と一致していること、及び申立人が所持している慰安旅行の写真が昭和54年2月24日に撮影されていることから、申立人が申立期間において、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の役員に照会したところ「申立人は日給月給であり社会保険の手続きはされていなかったかもしれない。」と供述している上、元事業主は「昭和61年に倒産し、当時の資料等は残っていない。」と回答していることから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険事務所の株式会社Hに係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿には申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号の欠番も無いことから、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人の申立期間における記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 9 月 30 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 30 日まで

私は昭和 44 年 4 月から平成 18 年 11 月 30 日に定年退職するまで A 株式会社勤務し、昭和 46 年から 51 年まで及び 61 年 2 月から平成 18 年 2 月までの期間は海外駐在員として派遣されていたが、申立期間①及び②に係る期間の社会保険庁の標準報酬月額がそれぞれ直近の標準報酬月額よりも極端に減額された記録になっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 株式会社の事業主に照会したところ、「申立期間当時の資料については保存年限を超過しているため、現在保管されていないが、申立期間に係る標準報酬月額は現在の海外派遣者取扱規則第 12 条に基づく報酬（留守宅手当）に対して算出した標準報酬月額であるため、昭和 49 年 8 月の標準報酬月額が大幅に減少したものであると推測する。」と回答している上、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等も保管されていないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立期間①の期間において海外駐在員として当該事業所に勤務していた同僚に照会したところ、「昭和 47 年以前は本国における給与が支給されていなかったため、厚生年金保険料は控除されていなかった。その後、留守宅手当が支給されることにより、その手当に見合う厚生年金保険料が控除されることになった。そのため、私の社会保険庁の標準報酬月額も大幅に減少している。」

と回答していることから、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は、上記事業主が回答しているとおり、国内分の報酬（留守宅手当）に基づいた額であることがうかがえる。

申立期間②については、上記事業主に照会したところ、「申立期間当時の関連資料については、保存年限を超過しているため、現在保管されていないが、申立期間②に係る標準報酬月額は現在の海外派遣者取扱規則第 11 条（海外給与）に基づき国内に在籍していた場合の国内基準賃金の手取額において標準報酬月額を算出していると推測する。」と回答している上、当時の厚生年金保険標準報酬月額の決定に関する関連資料等が保管されていないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立期間②については、現在当該事業所が定めている「賃金規則第 28 条、海外派遣者取扱規則第 11 条（海外給与）及び第 12 条（留守宅手当）」によれば、国内仮年収（B株式会社の生計費データ）をベースに手取額を保証すると規定されている上、複数の同僚に照会しても、海外駐在員に出向している期間は国内基準賃金で国内給与が支給されていたと供述しており、当該同僚の標準報酬月額においても、海外駐在員に出向した直近の定時改訂における標準報酬月額は減少していることから、申立期間についても国内賃金の手取額を基準とした報酬が届出されたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、両申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 9 月 1 日から 4 年 6 月 ごろまで
② 平成 2 年 8 月 1 日から 4 年 6 月 ごろまで

私は、A株式会社（平成 4 年 2 月 14 日付け B 株式会社 に商号変更）に勤務していたが、会社の名称が B 株式会社に変更した後に会社が倒産したときまで勤務していた。

また、入社時から退職まで手取り額で 45 万円の給与をもらっていたにもかかわらず、報酬が不当に低く届出されているので、調査の上、社会保険庁の厚生年金保険に係る被保険者加入記録及び標準報酬月額について、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の代表取締役 2 人に照会したところ、「申立人の勤務実態等については、会社が倒産しており、関係資料等が無いので、回答できない。」としていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

また、C 県 D 部 E 課 F グループに照会したところ、B 株式会社は平成 4 年 6 月 11 日付けで宅地建物取引業免許が期間満了により抹消となっていると回答していることから、同日以前に当該事業所は事実上倒産していることがうかがえる。

さらに、社会保険庁の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、申立人を含めて 4 人であるが、そのうち申立人及び上記代表取締役 2 人を除く 1 人については、申立期間以前に退職しており所在も不明のため、申立てに係る

事実は確認できない。

加えて、当該事業所は、社会保険庁の記録において、平成3年9月1日に事業主を含めて全員資格喪失し、申立人の健康保険被保険者証も同年10月1日に返納されており、申立期間において、当該事業所が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

申立期間②については、上記代表取締役2人に照会しても、申立人の報酬等については、会社が倒産しており関係資料等が無いため、回答できないとしていることから、申立期間において、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた事実は確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の勤務実態及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 30 日まで

A株式会社B工場における昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月までの期間について、社会保険庁の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与よりも 10 万円ほど減額された記録になっているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主に照会したところ、「申立期間当時の資料が保管されていないため申立人に係る状況は不明であるが、申立期間の昭和 61 年当時は、経営不振により一般職で給与の 10 パーセント減額、役職者で 5 パーセントから 15 パーセントの賃金減額があった。」と回答している上、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等も保管されていないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立期間において在職していた複数の同僚は、「申立期間当時は会社の経営が不振となり、全社 1 万 7,000 人体制を 1 万 2,000 人に削減し、その他数項目の危機突破対策を労使が合意し、操業度（残業）低下とあらゆるコストダウン、合理化の推進を行い、賃金については全員 10 パーセントのカットを行い経営再建計画の推進を行っていた。」と回答している上、他の多数の同僚も、社会保険庁の標準報酬月額が 2 万円から 11 万円減少しており、申立人と同じ部署に勤務していた同僚についても、標準報酬月額が申立人と同様に 10 万円減少していることから、当時当該事業所においては、申立人を含む多数の

従業員に係る報酬月額が減少したことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日にA省（現在はB株式会社）の臨時補充員として採用され、その後 43 年に正職員となり平成 12 年 7 月 1 日に退職するまでA職員として勤務していたが、C研修所でD研修を受講した 37 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している人事異動通知書及びB株式会社E支社の回答から、申立人が申立期間において臨時補充員としてC研修所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人がC研修所における研修期間終了後に勤務したF局において、申立人と同様に昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、そのうち5人の従業員が申立期間においてC研修所で研修を受けた期間があったとしているが、いずれの従業員も、研修を受けたと記憶している期間に厚生年金保険の加入記録は無い上、そのうちの一人は、「研修期間中は非常勤職員扱いであるので、年金等には加入していなかったと思う。」と述べているため、当時C研修所においては、研修期間中の臨時補充員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C研修所（現在はB株式会社G研修センター）は昭和 53 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B株式会社E支社及びB株式会社G研修センターに照会しても、当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていない

ため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 6 日から 29 年 12 月 6 日まで
私は、昭和 29 年 10 月に A 株式会社が第一回目の希望退職を募集した時、その条件が良かったので応募して退職した。27 年 12 月が退職月ではないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社 B 支店に照会したところ、「申立期間当時の賃金台帳等関連資料を保管していない」と回答していることから、申立人の正確な勤務期間等勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、A 健康保険組合に照会しても、「平成 10 年に、既に退職した方の記録は廃棄しているため、当時の資料は無い」と回答している上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人は「昭和 29 年に A 株式会社が第一回目の希望退職者を募集して、退職者も多いはずなので、A 株式会社の歴史を調査すれば、29 年 12 月の退職が解明される」と主張しているが、当該事業所の「社報昭和 28. 4. 1 刊号外」によれば、27 年 12 月 1 日から 28 年 1 月半ばまでの間において、約 1 万 3, 000 名に及ぶ希望退職者をみるに至った旨の記事があることから、第一回目の希望退職者の募集については 27 年 12 月に実施されたことがうかがわれ、この時期は申立人の厚生年金保険の被保険者資格が喪失した時期と同時期であ

る上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同日に資格喪失している者が78人みられる。

加えて、申立人は、申立期間当時、C労働組合の労組員であったが、ストライキの経験は無いと供述しているが、当時の資料及び当時当該事業所に勤務していた同僚の供述によれば、昭和28年から29年にかけて、C労働組合はストライキを繰り返し、特に28年3月19日から6日間145時間の全面ストライキを実施しているため、申立人が29年12月まで勤務したとする主張をそのまま肯定することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 25 日まで

平成 3 年 4 月から株式会社Aに勤務し、同年 6 月に私の厚生年金保険への加入手続をしてくれ、さかのぼって 2 か月分の保険料が給与から控除されたが、社会保険庁の記録では未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の取締役及び複数の元同僚の回答から、申立人が株式会社Aに平成 3 年 4 月から勤務していたことは推認できるものの、当該事業所に文書照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されていないと回答していることから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、株式会社Aが保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が平成 3 年 6 月 25 日と記載されているほか、雇用保険の加入記録においても、申立人は、同年 7 月 1 日に当該事業所において被保険者資格を取得し、5 年 8 月 10 日に離職しており、雇用保険の被保険者であった期間が、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者期間とおおむね一致することから、事業主が社会保険事務所に記録されているとおりの厚生年金保険被保険者資格取得に関する届出を行ったことが推認できる。

さらに、申立人は、平成 3 年 4 月分及び同年 5 月分の厚生年金保険料を同年 6 月分及び同年 7 月分に 1 か月ずつ上乗せして控除されたと主張しているが、

当時から社会保険事務を担当していた総務課職員は、当該事業所は 20 日締め
の 25 日払いで、厚生年金保険料は翌月控除であることから、6 月 25 日に加入
したのであれば 6 月分から控除することはなく、また、7 月分から何か月分も
上乘せして控除することはあり得ないと供述している上、上記の取締役及び同
総務課職員は、共に申立人については 3 か月の試用期間があったと回答してい
る。

加えて、当時の元同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険
料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供
述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で
きる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立
人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 43 年 3 月から 44 年 10 月まで

申立期間①はA市のB病院で、申立期間②はC市のD医院（現在は、医療法人E）で、それぞれ看護師として勤務していたが、社会保険事務所へ照会すると、厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のB病院における勤務状況等の記憶は詳細であることから、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①において、同病院に勤務していたことは推認できるが、同病院は、昭和 45 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に亡くなり、当時の賃金台帳等関連資料についても存否が不明であるため、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人が氏名を記憶している二人の元同僚は、社会保険事務所が保管するB病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認できないほか、同被保険者名簿において申立期間①当時在籍していた 12 人に対して照会を行ったところ、10 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

さらに、複数の元同僚は、勤務を開始して数か月は厚生年金保険に加入していなかった旨を供述しているほか、このうち一人は、短期間で退職する看護師

が多い病院だった旨供述していることから、当時B病院では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、昭和41年10月まで社会保険事務を担当していたとする元同僚は、「私が退職した後は事務を担当する者はいなかった。」と供述している上、42年8月から総務部長だったとする院長の弟は、「私が勤務するまでは厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険への加入を就職の条件として院長に要望した。」と回答をしており、上記の被保険者名簿において、41年7月1日以降1年間は被保険者資格を取得したものがなく、42年7月10日に12人が資格取得していることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿においても、申立期間①に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間①において、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、D医院が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、平成11年9月に同医院が法人化した後の同年11月1日であることから、これ以前の申立期間②において同医院が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、D医院に照会したところ、現在の院長は、「申立期間当時は、厚生年金保険には加入しておらず、雇用保険のみ加入させていたのではないか。」と供述しており、当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人は一人の同僚を記憶しているが、姓のみの記憶であるため、特定することはできず、当時の状況が分かる者も不明のため、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立期間②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立期間①及び②について、雇用保険の記録において、申立人が雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

申立期間について、A株式会社に機械仕上げ工として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、同社に係る厚生年金保険加入記録が無い。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の取締役業務部長及び複数の元同僚の回答から、申立人は申立期間において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、上記の取締役業務部長に照会しても、当時の賃金台帳等関連資料は保管されていない旨回答していることから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 34 年 4 月に同期入社したとしている 3 人の元同僚について確認したところ、当該 3 人の元同僚の 35 年 2 月 1 日の被保険者資格取得日がいずれも二重線で消され、このうち二人については 34 年 3 月 20 日、一人についても同年 4 月 1 日にさかのぼって訂正されていることが確認できることから、当該 3 人の元同僚に係る資格取得手続は、申立人が当該事業所を退職した後の 35 年 2 月 1 日に行われたものと考えられ、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、当時の元同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月 1 日から 20 年 6 月 16 日まで

社会保険事務所に行き、申立期間の標準報酬月額を確認したところ、実際の給与額に比べて、引き下げられていることを知った。当時の給与明細書を持っているので、社会保険庁の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA有限会社の給与明細書(平成16年12月、17年5月及び同年10月を除く期間)、並びに同社の破産管財人が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与明細一覧表に記載されている総支給額から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、給与明細書等に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認でき、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、給与明細書等が無い平成16年12月、17年5月及び同年10月についても、上記の関連資料からみて、同様に、社会保険庁に記録されている同時期の標準報酬月額とは一致するものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 3 日から 27 年 5 月 17 日まで
② 昭和 27 年 6 月 20 日から 29 年 4 月 30 日まで
③ 昭和 29 年 6 月 17 日から 32 年 11 月 26 日まで

申立期間の脱退手当金については、昭和 40 年代に当時の労務課長に調べてもらったところ、退社時に支給されているとのことだった。今回、社会保険事務所に照会したところ、結婚のため退社してから約半年後に支給済みと言われたが、私は脱退手当金を受け取った記憶がないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 2 月 27 日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手、7,792 円」等が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額等は社会保険庁のオンライン記録に一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 19 日から 35 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の記録照会をした結果、株式会社Aに勤務していた期間について脱退手当金が支給されていると知った。私は、脱退手当金を請求した記憶がないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年12月23日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 35. 10. 19」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年5月31日まで
申立期間当時、A株式会社の正社員として、B部C課D係に所属し、信号機の新設、補修作業をしていた。給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年3月に国民学校高等科を卒業した後、A株式会社に入社し2か月間の研修を経て現場に出たと主張しているが、申立期間当時の人事記録等を管理する株式会社Eが保管する申立人の社員調書の学歴欄には、18年3月F国民学校（現在は、G小学校）高等科修了と記載されていることが確認でき、G小学校が保管する卒業記録の内容とも一致することから、申立期間は、その在学期間と一部重複し、申立内容と符合しない。

また、社員調書の入社前経歴欄には、昭和18年4月に「H専門学校」に入学した記録が確認できる上、申立てに係る事業所の被保険者名簿及び厚生年金記号番号払出簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年6月1日と記載されており、社会保険庁のオンライン記録と一致するほか、申立人が一緒に採用されたと供述する同僚も、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

さらに、申立てに係る事業所の現在の事業主に照会したところ、申立期間に係る保険料控除を裏付ける給与明細や賃金台帳は保存されておらず、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。